

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の 通勤手当の支給に関する規則

平成14年3月22日
規則第10号

改正 平成16年 3月22日 規則第2号 平成17年11月18日 規則第8号
平成20年12月15日 規則第6号

(総則)

第1条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「給与条例」という。）第14条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第2条 給与条例第14条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が通勤のため、その住居と勤務場所との間を往復することをいう。

2 給与条例第14条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規則に規定する自転車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路、若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、通勤届（別記様式）を速やかに管理者に届け出なければならない。

2 職員は、給与条例第14条第1項の職員でなくなった場合には、別記様式により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 給与条例第14条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第三に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認める者をいう。

(支給対象期間)

第5条の2 給与条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、4月1日及び10月1日以降それぞれ6箇月の期間とする。

2 前項の規定による期間により難しい場合の支給対象期間は、管理者が別に定める。

(運賃等相当額の算出の基準)

第6条 給与条例第14条第2項第1号に規定する支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第8条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、第1号による額の総額及び第2号による額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額とする。ただし、第5条の2第2項に規定する場合の運賃等相当額については、管理者が別に定める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間6箇月の定期券の価額(通用期間6箇月の定期券が発売されていない交通機関等にあつては通用期間3箇月の定期券の価額に2を乗じて得た額、通用期間6箇月の定期券及び通用期間3箇月の定期券が発売されていない交通機関等にあつては通用期間1箇月の定期券の価額に6を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額(通勤手当の減額)

第9条 給与条例第14条第2項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(併用者の区分及び支給額)

第10条 給与条例第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 給与条例第14条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び給与条例第14条第2項第2号に

掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額

(2) 給与条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与条例第14条第2項第1号に掲げる額

(3) 給与条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が同条第2項第2号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 給与条例第14条第2項第2号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額
(交通の用具)

第11条 給与条例第14条第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

- (1) 自転車、自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通の用具
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に承認する交通の用具

第12条 給与条例第14条第2項第2号アに規定する規則で定めるものは、前条第2号に規定する交通用具とする。

(支給の始期及び終期)

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第14条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第14条 給与条例第14条第1項の職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給ができない。

(支給方法)

第14条の2 給与条例第14条第2項第1号に掲げる通勤手当の額のうち、第8条第1項に規定する同項第1号による額の総額については、その者の支給対象期間の初日後において、最も当該初日に近い給料日に支給する。

2 給与条例第14条第2項第1号に掲げる通勤手当の額のうち、第8条第1項に規定する同項第2号による額の総額にその者の対象期間の月数を乗じて得た額については、その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の各月の給

料の支給日に支給する。

- 3 給与条例第14条第2項第2号に掲げる通勤手当の額は、各月の給料の支給日に支給する。
- 4 給与条例第14条第2項第3号に掲げる通勤手当の額のうち、第10条第1号に規定する給与条例第14条第2項第1号に掲げる額については第1項及び第2項に規定する支給方法に準じて支給し、第10条第1号に規定する給与条例第14条第2項第2号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額についてはその額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の各月の給料の日に支給する。
- 5 給与条例第14条第2項第3号に掲げる通勤手当の額のうち、第10条第2号に掲げる額については、第1項及び第2項に規定する支給方法に準じて支給する。
- 6 給与条例第14条第2項第3号に掲げる通勤手当の額のうち、第10条第3号に掲げる額については、その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額を当該支給対象期間の給料の日に支給する。
- 7 第5条の2第2項に規定する場合の通勤手当の支給方法については、管理者が別に定める。

(返納)

第14条の3 通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に、支給対象期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当の全部又は一部を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は給与条例第14条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項により休職され、同法第55条の2第1項ただし書きに規定する許可を受け、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業し、又は地方公務員法第29条の規定により停職された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により返納する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者が別に定める月の末日にしたものとして得られる額
- (2) 前項第2号に掲げる事由が発生した場合 当該事由に係る交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者が別に定める月の末日にしたものとして得られる額

3 前2項の規定により返納させる場合は、当該事由が発生した月の翌月以降に支給さ

れる給与から当該額を差し引くことができる。

(事後の確認)

第15条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実施に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の通勤手当に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年11月18日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月15日規則第6号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。